

### 「第3回 行政基準」補講

### 「臘虎臘肭獸獵獲取締法」の読み方について

立命館大学教授 正木宏長

難読法律名の臘虎臘肭獸獵獲取締法の「臘肭獸」の読み方についてであるが、現在、2つの説が存在すると思われる。1つは「おっとせい」説であり、もう1つは「おとつじゅう」説である。

「おとせい」説は、所管の農林水産省（およびその外局の水産庁）が採用しているものである。筆者が1年前、「臘肭獸」の読み方を農林水産省に電話で問い合わせたところ、さまざまな部課にまわされ、最終的には所管課の水産庁資源管理部国際課から、「おとせい」と読むとの回答を得た。なお、同課によると「おとせい」と読むようになった経緯については不明とのことであった。また、e-Gov 法令検索は「詳細」からよみがなを見ることができるようになっているが、現在「らっこおとせいりょうかくとりしまりほう」としており、「おとせい」説に立つ記述をしている。

「おとつじゅう」説は参議院法制局のコラム「法令集の散策」で「おとつじゅう」として紹介されたことから（現在は、当該記述は削除されている）<sup>1)</sup>、有力視された説である。Twitter上で2018年12月26日午後11:35に有斐閣法律編集局書籍編集部が同コラムを紹介するツイートをしたことや<sup>2)</sup>、一部法令用語辞典において「臘肭獸」は「おとつじゅう」と記載されていることから根強い支持がある。

本稿を執筆するにあたり、臘虎臘肭獸獵獲取締法の臘肭獸にどういったふりがなを振るかが、連載担当者間の編集会議で話題にあがった。だが、「おとせい」と「おとつじゅう」のどちらが正しいのか、政府公式の正しいふりがながあるのか、ということについては判断がつかなかった。そこで法学教室編集部を通じて有斐閣社内で調査をしていただいたが、結果は「どちらが正しいのか、社内ではわかりませんでした」だった。「そんな、天下の有斐閣でもわからないのか」というのが正直な感想であったが、ただ、立法府の関係者から、「法律の正式名称は漢字で『臘虎臘肭獸獵獲取締法』であり、それ以外に政府公式の正しいふりがなといったものはない」という有力な情報が得られたことも伝えられ

1) 該当アドレスは、<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column064.htm>、であるが、海外サイトのウェブアーカイブ (<https://archive.org/>) で、過去の記事を確認することができる。

2) [https://twitter.com/Yuhikaku\\_hhsh/status/1077936035923865600](https://twitter.com/Yuhikaku_hhsh/status/1077936035923865600)

た。

そこで本稿では、ひとまずのふりがなとして、所管官庁が用いていることと e-Gov 法令検索での検索の便宜に資することとから、脛肭獸の読み方について「おっとせい」説を採用したという次第である。

立法権は国会が有するのであるが、法律の呼称が事実上、行政府の解釈によって定まるというのは、公法学的な観点から見て興味深いことであるし、あるいは、三権分立の観点からして正統性が疑問視されることかもしれない。実際、連載担当者からもそのような声があがっていた。議論は尽きないことかもしれないが、興味深いものであったので、こちらで経過を紹介する次第である。

なお、全くの偶然であるが、連載担当者間の編集会議で上のようなやりとりをしている間、北海道大学海獣班も Twitter 上で同様の議論をしており、そちらも独自の調査に基づいて同じ結論に達している。そこでの調査結果の報告のやりとりも興味深いので、脚注で紹介しておく<sup>3)</sup>。

---

3) 北海道大学海獣班 2021 年 3 月 6 日午前 11:26 から 2021 年 4 月 3 日午後 7:01 のツイート

[https://twitter.com/Kaiju\\_Han/status/1378286521220915201](https://twitter.com/Kaiju_Han/status/1378286521220915201)